

特殊車両通行ハンドブック2019（改訂案）

＜第9回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

令和元年7月5日（金）

<目次>

1. 特殊車両通行ハンドブック2019（改訂案）
2. 修正変更箇所

1. 特殊車両通行ハンドブック2019(改訂案)

改訂方針

近年の制度改正内容等を反映し、事務局が提案する「特殊車両通行ハンドブック2019（改訂案）」について連絡協議会委員の皆様にご意見照会を行い、8月中に2019年度版の発行を目指す。

表紙 2016版



表紙 2008版



表紙 2007版



表紙 2006版



表紙 2005版



表紙 2018版（現在）



表紙 2019版（事務局案）



【全体的にデザイン色のみを変更】

2. 修正変更箇所

修正変更箇所リスト

修正NO	現ページ	修正行	修正箇所	修正案
1	表紙	—	表紙デザイン	2019版として、表紙デザイン（背景・車両等）の色を更新する。
2	P3		目次	該当箇所の修正
3	P28	—	許可証の携帯	電子媒体での許可証の携行が可能に。 （平成31年4月1日～）
4	P28	—	許可期間	優良事業者は、許可期間が最大2年から4年に延長。 （平成31年4月1日～）
5	P32	19行目	『⑦事故の時』の記載内容を修正 万が一、事故のときには直ちに応急処置を取り、道路管理者に報告すること。	条件書の記載文に合わせて変更
6	P37	—	特車ゴールド制度	①ETC2.0車載器ごとに包括申請が可能に。 （平成31年3月25日～） ②特車ゴールド制度を利用することが可能な車両の車両緒元（長さ）の注釈を修正
7	追加	—	特殊車両通行許可基準の緩和 車両長の緩和（ダブル連結トラック運用）	現行の21mから最大で25mへの緩和
8	追加	—	特殊車両通行許可基準の緩和 はみ出しの緩和	自動車運搬用車両を対象に、はみ出しの緩和

2. 修正変更箇所

修正変更箇所リスト

修正NO	現ページ	修正行	修正箇所	修正案
9	P42	—	申請・問い合わせ窓口	改訂までに問い合わせ窓口の集約化等がされていれば修正する。
10	P48	—	Q,Aに路線名の問合せ先追加	Q3.未収録道路の路線名が分からない場合、問い合わせは何処にすれば良いですか。 A3.特車PRサイトに「路線名等について」のアイコンがあります。クリックすると全国の「路線名等についての問い合わせ先一覧」が確認できますので、ご利用下さい。 【問い合わせ先一覧】 URL : http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/
11	P52	—	通行許可件数・台数の推移	平成26年度～平成30年度の数値に修正する。
12	巻末	—	チラシ	新チラシに差し替える。
13	裏表紙	—	電話番号およびFAX番号	電話番号とFAX番号を削除し、連絡協議会ホームページのURLを記載

2. 修正変更箇所

修正NO.1 表紙デザインの変更

(更新) 全体的にデザイン色のみを変更



2. 修正変更箇所

修正NO.1 表紙デザインの変更

(事務局案)

案①



案②



案③



2. 修正変更箇所

修正NO.2 目次の修正

該当箇所の修正

許可証の携帯	28
許可期間	28
通行条件とは	29
不許可とは	31
通行時の遵守事項	32
違反車両への対応	33
取締り	33
罰則	33
告発	35
悪質な重量超過違反者の告発	35
特車ゴールド制度	36
橋・トンネルなどの制限	38
その他の通行制限	39
通行認定	41
申請・問い合わせ窓口	42
問い合わせ窓口（申請書類作成等）	47
Q & A（よくあるお問合せ）	48
特殊車両通行関係用語	50
資料	52
通行許可件数・台数の推移	52
高速自動車国道及び重さ指定道路のネットワーク状況	53
高さ指定道路のネットワーク状況	53
道路交通情報の確認	54

2. 修正変更箇所

修正NO.3 許可証の携帯

電子媒体での許可証の携行が可能に。
(平成31年4月1日～)

□許可証の携帯

交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。(道路法第47条の2第6項)

オンライン申請で電子許可証を取得した場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 経路表
- ④ 経路図
- ⑤ 車両内訳書(包括申請時)

なお、特車ゴールド制度を利用した許可による通行の場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 大型車誘導区間算定帳票
- ④ 大型車誘導区間経路図(通行経路に係るもの)
- ⑤ 経路図(大型車誘導区間以外で協議を要した路線)
- ⑥ 車両内訳書(包括申請時)

□許可期間

通行許可の期間は次のとおりです。

事業区分など	通行期間
①旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めている車両	最大2年
②自動車運送事業用車両で路線を定めていない車両	最大2年以内
③第二種利用運送事業用車両	(一定の寸法または重量を超える車両は1年以内)
④自動車運送事業用車両および第二種利用運送事業用車両以外の車両で通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する車両	
⑤その他の車両	必要日数(ただし1年以内)



追加

なお、平成31年4月1日から、紙媒体による許可証の代わりに、電子媒体を電子機器(ノートパソコン、タブレット等)に入れて携行することができるようになりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示(表示)を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示させてください。

※電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

2. 修正変更箇所

修正NO.4 許可期間

最大2年から、優良事業者は4年に変更。
(平成31年4月1日～)

□許可証の携帯

交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。(道交法第47条の2第6項)

オンライン申請で電子許可証を取得した場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 経路表
- ④ 経路図
- ⑤ 車両内訳書 (包括申請時)

なお、特車ゴールド制度を利用した許可による通行の場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 大型車誘導区間算定帳票
- ④ 大型車誘導区間経路図 (通行経路に係るもの)
- ⑤ 経路図 (大型車誘導区間以外で協議を要した路線)
- ⑥ 車両内訳書 (包括申請時)

□許可期間

通行許可の期間は次のとおりです。

事業区分など	通行期間
①旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めている車両	最大2年
②自動車運送事業用車両で路線を定めていない車両	最大2年以内
③第二種利用運送事業用車両	
④自動車運送事業用車両および第二種利用運送事業用車両以外の車両で通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する車両	(一定の寸法または重量を超える車両は1年以内)
⑤その他の車両	必要日数(ただし1年以内)

変更

出典：許可期間の延長について (平成31年4月1日 関東地方整備局)
URL:http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/20190329_kyoka_info.pdf

区分	許可期間	
	優良事業者	その他
寸法又は重量が一定の基準 (別表参照) に掲げる数値のいずれかを超える緒元の車両 (道路運送法による一般旅客自動車運送事業の用に供する車両を除く)	2年以内	1年以内
上記以外の車両	4年以内	2年以内

追加

平成31年4月1日より (当面の間)、一定の要件を満たす優良事業者の車両については、許可の有効期間が、これまでの最大2年から4年間 (超重量・超寸法車両はこれまでの最大1年間から2年間) に延長になりました。

対象となる優良事業者の車両の条件は、以下のとおりです。
(※以下の要件をすべて満たす事業者が対象)

- ① 業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、登録を受けた車両であること
- 登録は申請支援システムより行うことができます。
- ② 違反履歴のない事業者の車両であること
- 当面の間、過去2年以内に違反 (過積載による警告等) の履歴が存在しないことが必要です。
- ③ Gマーク認定事業所に所属する車両であること

2. 修正変更箇所

修正NO.4 許可期間

【別表】

1. 寸法

幅	3.5m	
高さ	4.3m	
長さ	単車	16.0m
	セミトレーラ	17.0m ※1、※2、※3
	フルトレーラ	21.0m※4
	ダブルス	21.0m

2. 重量

単車

最遠軸距 d (m)	軸重配分比 α											
	2.7 以下	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8
3.0≤d<3.5	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
3.5≤d<4.0	27.2	27.2	27.3	27.3	27.4	27.5	27.5	27.6	27.7	27.7	27.7	27.7
4.0≤d<4.5	27.7	27.8	27.9	28.0	28.1	28.3	28.4	28.6	28.7	28.7	28.7	28.8
4.5≤d<5.0	28.1	28.3	28.5	28.7	28.9	29.1	29.3	29.6	29.7	29.8	29.8	30.0
5.0≤d<5.5	28.4	28.8	29.1	29.4	29.6	30.0	30.2	30.5	30.8	30.9	31.0	31.2
5.5≤d<6.0	28.8	29.2	29.6	30.1	30.4	30.8	31.1	31.5	31.8	31.9	32.1	32.3
6.0≤d<6.5	29.2	29.7	30.2	30.8	31.2	31.6	32.0	32.4	32.8	33.0	33.2	33.5
6.5≤d<7.0	29.5	30.2	30.8	31.4	31.9	32.4	32.8	33.4	33.8	34.1	34.3	34.7
7.0≤d<7.5	29.9	30.7	31.4	32.1	32.7	33.3	33.7	34.3	34.9	35.2	35.5	35.9
7.5≤d<8.0	30.2	31.1	31.9	32.8	33.4	34.1	34.6	35.3	35.9	36.2	36.6	37.0
8.0≤d<8.5	30.6	31.6	32.5	33.5	34.2	34.9	35.5	36.2	36.9	37.3	37.7	38.2
8.5≤d<9.0	30.8	31.9	32.9	34.0	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	37.9	38.3	38.7
9.0≤d<9.5	31.1	32.3	33.4	34.6	35.3	36.0	36.7	37.4	38.1	38.5	38.9	39.3
9.5≤d<10.0	31.3	32.6	33.8	35.1	35.8	36.5	37.2	37.9	38.6	39.0	39.4	39.8
10.0≤d	31.5	32.9	34.2	35.6	36.3	37.0	37.8	38.5	39.2	39.6	40.0	40.3

✓ 連絡協議会ホームページに別表を掲載して、ハンドブックにはURLのみを記載する。

フルトレーラ
(含むダブルス)

最遠軸距 d (m)	重量 (t)	15.0≤d<15.5	47.2
10.0≤d<10.5	35.0	15.5≤d<16.0	48.0
10.5≤d<11.0	36.2	16.0≤d<16.5	48.7
11.0≤d<11.5	37.4	16.5≤d<17.0	49.5
11.5≤d<12.0	38.7	17.0≤d<17.5	50.2
12.0≤d<12.5	39.9	17.5≤d<18.0	50.4
12.5≤d<13.0	41.1	18.0≤d<18.5	50.6
13.0≤d<13.5	42.3	18.5≤d<19.0	50.8
13.5≤d<14.0	43.5	19.0≤d<19.5	51.0
14.0≤d<14.5	44.8	19.5≤d<20.0	51.2
14.5≤d<15.0	46.0	20.0≤d	51.4

- ※1 被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両にあっては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両にあっては17.5メートル。
 - ※2 貨物を被けん引車の車体の後方にはみ出して積載する場合には、被けん引車の後軸の旋回中心から当該貨物の後端までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両又は2.4メートル以上3.8メートル未満の自動車運搬用セミトレーラ連結車にあっては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両（自動車運搬用セミトレーラ連結車を除く。）又は1.9メートル以上2.4メートル未満の自動車運搬用セミトレーラ連結車にあっては17.5メートル。
ただし、自動車運搬用セミトレーラ連結車にあっては1.0mを超えて貨物をみ出して積載することはできない。
 - ※3 セミトレーラをけん引するための自動車の連結装置の中心が当該車両の後軸の車輪（複数軸を備えるものは後後軸の車輪）よりも後ろに備える車両にあっては21.0メートル。
 - ※4 以下のいずれにも該当する車両にあっては25.0メートル
 - ①自動車及び被けん引車がバン型のものであること
 - ②別に定めるところにより登録を受けた業務支援用ETC2.0車載器が装着されたものであること
 - ③その主な通行経路が物流の効率化を図るべき区間として別に定める区間であるものであること
- (注) 業務支援用ETC2.0車載器とは、「電波ピーコン5.8GHz帯発話型ITS車載器向けデータ形式仕様書・型式書（一財）道路研究会編纂発行」に定める特用用途GPS付き発話型車載器及び「ITSスポット対応車載器をいう。

(注) 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものとす。

2. 修正変更箇所

修正NO.5 『⑦事故の時』の記載内容を修正

通行時の遵守事項

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守らなければなりません。

①許可証の携帯

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつること。

②通行時間

通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。

③通行期間

許可された期間内だけ通行すること。

④通行経路

許可された経路を通行すること。

⑤通行条件

橋、トンネルなどでの徐行、誘導車の配置などが義務づけられているときには、必ずその措置をとること。

⑥道路状況

出発前に、通行経路の道路状況について、(公財)日本道路交通情報センターなどに確認すること。
(54～55ページ参照)

⑦事故のとき

万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。

●許可証をなくした場合

オンライン申請の場合	許可証を紛失、または汚した場合には、電子許可証を印刷してください。
オンライン申請以外の場合	許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けてください。 また、許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができますが、この場合は、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。

修正

⑦事故のとき

許可車両の通行によって道路構造物、道路の付属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者に連絡すること。

2. 修正変更箇所

修正NO.6① 特車ゴールド制度

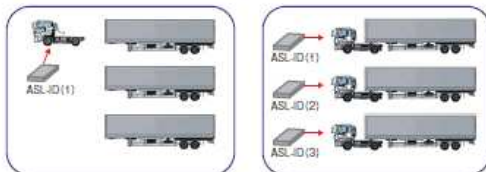
ETC2.0車載器ごとに包括申請が可能に。
(平成31年3月25日～)

特車ゴールド制度を利用することが可能な車両は以下のとおりです。

種別	特車ゴールド		普通車			
	普通車	特種車	普通車	特種車	特種車	特種車
幅	2.5m以下		4.1m以下			
高さ	3.0m以下		1.7m以下		1.9m以下	
長さ	12m以下		12m以下		21m以下	
最小回転半径	12m以下		12m以下			
総重量	25t以下	28t以下	30t以下	40t以下	10t以下	
軸重	10t以下		11.5t以下		10t以下	
固定軸数	振り合う車軸に接する軸数が1.3m未満の場合は10以下 1.3m以上の場合は20以下					
固定軸間	振り合う車軸に接する軸数が1.3m以上であり、前記振り合う車軸に接する軸数が1.0m以下の場合には10以下					
軸間隔	5t以下		5.75t以下		5t以下	

特種3車種：まわり型、スタンプン型、船底型
特種5車種：バン型、タンク型、橋脚型、コンテナ専用車、自動車専用車

ただし、1台のトラックに対し複数台のトレーラを組み合わせた申請はできませんが、複数台のトラックをまとめた申請はできませんので、ご注意ください。



○ 簡素化制度で許可申請可能 × 簡素化制度では複数の車両の包括申請は不可

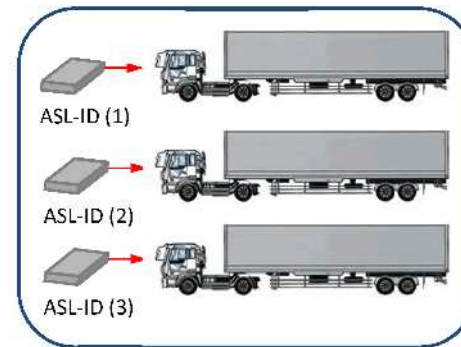
なお、特車ゴールド制度の詳細については、関東地方整備局のWebサイトをご覧ください。

【ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ】
URL : http://www.tokusyagaktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html

修正

従来は、複数台のトラックをまとめた申請ができませんでしたが、平成31年3月25日の改正により包括申請ができるようになりました。

(「車種」、「荷物」、「通行期間」が同一の場合)



簡素化制度で許可申請可能

出典：『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱

2. 修正変更箇所

修正NO.6② 特車ゴールド制度

特車ゴールド制度を利用することが可能な車両は以下のとおりです。

種別	新規格車		旧規格車以内			
	普通車	特種車	普通車	セミトレーラ連結車(両側面上コンテナ車を除く)	フルトレーラ連結車	ダンプトラック
長さ	3.8m以下	2.5m以下	4.4m以下	1.7m以下 [後軸の旋回中心から車両後端までの距離が3.2m以上3.8m未満の場合は17.5m以下、3.8m以上4.2m未満の場合は18m以下]	1.9m以下	2.4m以下
最小回転半径	2.5m以下	2.8m以下	3.0m以下	1.2m以下	4.4m以下	1.0m以下
質量	10t以下	11.5t以下	4.4t以下	1.8m以上1.9m未満の場合は1.0t以下	1.0t以下	1.0t以下
固定軸数	[乗り会う軸数に係る軸距が1.3m以上であり、当該乗り会う軸数に係る軸距がいずれも0.95m以下の場合は1.0t以下]					
軸間距離	5.75m以下					

追加3車種：あり型、スタンション型、船底型
特種5車種：バン型、タンク型、積付型、コンテナ運搬用、自動車運搬用

ただし、1台のトラクタに対し複数台のトレーラを組み合わせた申請はできませんが、複数台のトラクタをまとめた申請はできませんので、ご注意ください。

ASL-ID(1)

ASL-ID(2)

ASL-ID(3)

簡素化制度で許可申請可能 簡素化制度では複数の車両の包括申請は不可

なお、特車ゴールド制度の詳細については、関東地方整備局のWebサイトをご覧ください。

【ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ】
URL：http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html

現在

17m以下
(後軸の旋回中心から車両後端までの距離が3.2m以上3.8m未満の場合は17.5m以下、3.8m以上4.2m未満の場合は18m以下)



修正

17m以下

(※)

追加

- (※) i) 被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両にあつては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両にあつては17.5メートル。
- ii) 貨物を被けん引車の車体の後方にはみ出して積載する場合にあつては、被けん引車の後軸の旋回中心から当該貨物の後端までの長さが3.8メートル以上4.2メートル以下の車両又は2.4メートル以上3.8メートル未満の自動車運搬用セミトレーラ連結車にあつては18メートル、3.2メートル以上3.8メートル未満の車両（自動車運搬用セミトレーラ連結車を除く。）又は1.9メートル以上2.4メートル未満の自動車運搬用セミトレーラ連結車にあつては17.5メートル。ただし、自動車運搬用セミトレーラ連結車にあつては1.0mを超えて貨物をはみ出して積載することはできない。

出典：『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱

2. 修正変更箇所

修正NO.7 車両長の緩和（ダブル連結トラック運用）

追加

ダブル連結トラックの車両長について、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関する長さの上限を21mから25mに緩和されました。（平成31年1月29日より）

ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



特車許可基準の車両長を緩和
（現行の21mから最大で25mへの緩和）

①車両の長さの上限値の緩和

項目	改正内容
車両の長さ(フルトレーラ)	一定の条件*を満たす場合に限り25m(現行21m)

※ 新東名区間(海老名～豊田東)が主な経路とする車両で、ETC2.0を装着しているものであること

②通行に当たっての条件



項目	内容
I 車両の技術要件	アンチロックブレーキシステム、車線逸脱警報装置などの車両安全技術に関する16装備(ETC2.0を含む)
II 運転者	①大型自動車免許5年以上保有及び牽引免許5年以上保有 ②直近5年以上の大型自動車運転業務への従事 ③2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手(最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反)に限り、大型免許3年以上、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事
III 積荷	危険物貨物、動物等は不可
IV その他	①追越、縦列走行の禁止 ②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材の使用

2. 修正変更箇所

修正NO.8 はみ出しの緩和

追加

積載物（自動車）をはみ出して運搬するなど自動車運搬用車両の特性を踏まえ、生産性の向上や働き方改革に資するよう、これまでのコンテナ運搬用車両を想定した基準に加え、自動車運搬用車両を対象とする新たな基準が設定されました。（平成31年1月29日より）

現行の規定	【新設】自動車運搬用車両の規定
 <p>連結全長18.0mまで</p> <p>※リアオーバーハングとは (後軸の旋回中心から車両後端まで)</p> <p>特例8車種のセミトレーラ連結車 17m 被けん引車のリアオーバーハングが 3.2mから3.8mまでの車両にあつては17.5m 3.8mから4.2mまでの車両にあつては18m</p> <p>※特例8車種 ①バン型、②タンク型、③幌枠型、④コンテナ用 ⑤自動車運搬用、⑥あおり型、⑦スタンション型、⑧船底型</p>	 <p>①はみ出した状態における車両長18.0m以下</p> <p>②リアオーバーハング 2.4m以上3.8m未満は最大18m 1.9m以上2.4m未満は最大17.5m</p> <p>③はみ出し長さ 1.0m以下</p> <p>積載物をはみ出して積載する場合にあつては、積載物のはみ出し長さが1.0m以内の場合、 リアオーバーハング(積載物含む)が 2.4m以上3.8m未満の車両にあつては18m 1.9m以上2.4m未満の車両にあつては17.5m</p>

2. 修正変更箇所

修正NO.9 申請・問い合わせ窓口の修正

(修正)
 特車PRサイトの申請事務取扱窓口が更新され次第、修正

申請・問い合わせ窓口

関東地方整備局の Web サイトから、国の機関、高速道路会社、都道府県、政令市の申請・問い合わせ窓口を確認することが出来ます。
 ※政令市を除く市町村は掲載しておりません。

【申請事務取扱窓口】
 URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

□国の機関

北海道庁

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌開発建設部 特定公物管理科庶務	〒060-8506	札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-4160

東北地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
青森河川国道事務所 道路管理第一課	〒030-0822	青森市中央二丁目20-38	017-734-4573
岩手河川国道事務所 道路管理第一課	〒020-0066	盛岡市上田四丁目2-2	019-624-3289
三陸国道事務所 管理課	〒027-0029	奥州市藤の川4-1	0193-71-1717
仙台河川国道事務所 道路管理第一課	〒982-8566	仙台市太白区赤土と森町4丁目1番60号	022-304-1814
秋田河川国道事務所 道路管理第一課	〒010-0951	秋田市山王一丁目10-29	018-864-2291
湯川河川国道事務所 道路管理課	〒012-0862	湯沢市関口字上寺沢64-2	0183-73-5360
能代河川国道事務所 道路管理第一課	〒016-0121	能代市瀬川字一本郷97-1	0185-70-1275
山形河川国道事務所 道路管理第一課	〒990-9680	山形市成沢西4-3-55	023-689-0531
酒田河川国道事務所 道路管理課	〒998-0011	酒田市上安町一丁目2-1	0234-27-3498
福島河川国道事務所 道路管理課	〒960-8584	福島市黒岩字榎子36	0245-46-4331
郡山国道事務所 管理課	〒963-0111	郡山市安積町花井字部内2B-1	0249-46-0333
磐城国道事務所 管理課	〒970-8026	いわき市平字五色町8-1	0246-23-2211

41

□高速道路会社

東日本高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
北海道支社 管理事業部交通管理課	〒004-8512	札幌市清田区太田5丁目12の30	011-896-5344
東北支社 管理事業部交通管理課	〒989-3121	仙台市青葉区大字庄子39の1	022-226-1545
関東支社 管理事業部交通管理課	〒339-0066	さいたま市岩槻区加農260	048-757-5169
新潟支社 道路事業部交通課	〒950-0145	新潟市江南区亀田早通3233	025-286-7301

中日本高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
東京支社 道路センター交通管理チーム	〒216-0024	川崎市宮前区南平台1の1	044-877-6913
八王子支社 道路センター交通管理チーム	〒192-8648	八王子市宇津木町231	042-691-1171
名古屋支社 道路センター交通管理チーム	〒491-8526	一宮市藤町A日6番字物産町204	0586-76-1125
金沢支社 道路センター交通管理チーム	〒920-0365	金沢市神野町東170	076-249-8632

西日本高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
関西支社 保安サービス事業部交通管理課	〒565-0805	吹田市清水15-1	06-6876-5682
中国支社 保安サービス事業部交通管理課	〒731-0103	広島市安佐南4区蔵井2の26の1	082-831-4111
四国支社 保安サービス事業部交通管理課	〒760-0065	高松市朝日町4の1の3	087-823-2111
九州支社 保安サービス事業部交通管理課	〒818-0131	太宰府市木城2の25の1	092-924-4532

首都高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
東京支社 交通管理課	〒103-0015	中央区日本橋區町43-5	03-5640-4837

阪神高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
大阪支社 総務・管理部交通管理課	〒552-0006	大阪市港区石田3-1-25	06-6576-3881

本州四国連絡高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
神戸管理センター 管理営業課	〒655-0852	神戸市垂水区名谷町5-49	078-709-0084
岡山管理センター 管理営業課	〒701-0304	倉敷郡早島町早島2985	086-483-1100
しまなみ尾道管理センター 管理営業課	〒722-0073	尾道市向島町6904	0848-44-3700

名古屋高速道路公社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
交通管理部交通管理課	〒462-0844	名古屋北区深田4丁目17番30号	052-919-3026

広島高速道路公社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
総務部交通管理課	〒732-0033	広島市東区瀬田1-8-23	082-506-6820

福岡北九州高速道路公社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
保安交通部交通課	〒812-0055	福岡市東区東2丁目7番53号	092-631-0123
北九州事務所交通課	〒802-0072	北九州市若狭区6丁目1番1号	093-922-6812

45

2. 修正変更箇所

修正NO.10 Q,Aに路線名の間合せ先追加

修正

Q 4
A 4



- Q 2. 未収録道路が含まれる場合の申請方法はどうすれば良いのですか。
- A 2. 経路に「未収録道路」が含まれる場合は、通行経路、出発地、目的地がわかる地図を作成する必要があります。
- 未収録道路には、道路名称（〇〇市道△△線）及び未収録交差点番号を記載して下さい。
- なお、未収録交差点番号は、道路情報便覧付図（特車PRサイトからダウンロード可）に記載されています。

- Q 3. 申請内容の誤りはどうすれば確認できますか。
- A 3. 申請書の作成が終了したら、インターネットによる簡易算定機能を利用することで、申請内容の誤り、通行条件、通行不可、個別審査箇所の確認ができます。
- 【簡易算定機能】
URL : <http://www.tokusyaktr.mlit.go.jp/PR/>

追加

- Q 3. 未収録道路の路線名がわからない場合、問い合わせは何処にすれば良いですか。
- A 3. 特車PRサイトに「路線名等について」のアイコンがあります。クリックすると全国の「路線名等についての問い合わせ先一覧」が確認できますので、ご利用下さい。
- 【問い合わせ先一覧】
URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

2. 修正変更箇所

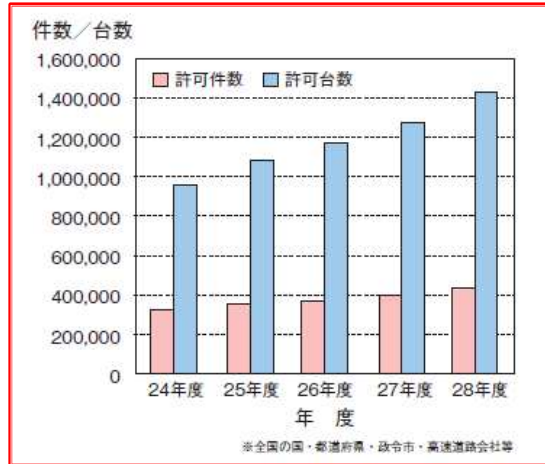
修正NO.11 通行許可件数・台数の推移



通行許可件数・台数の推移

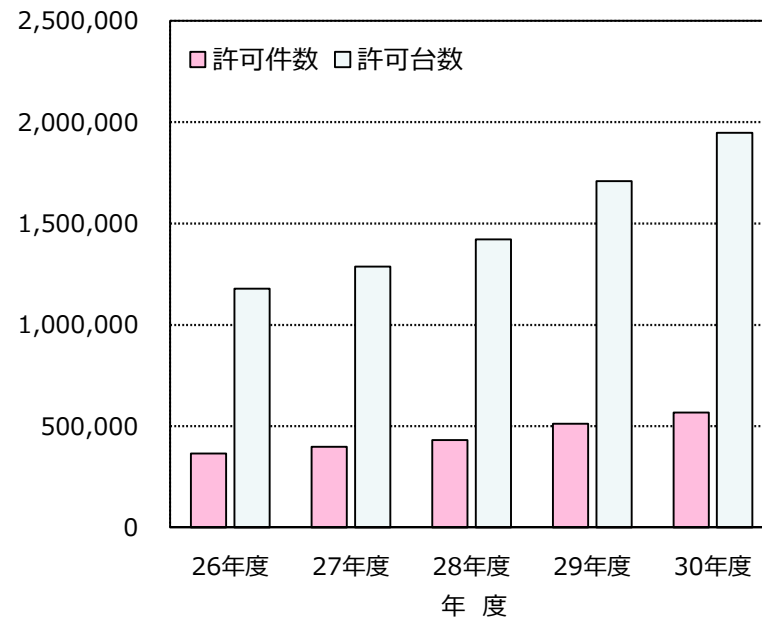
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
許可件数	323,436	356,176	364,195	397,415	431,339
許可台数	964,763	1,083,680	1,177,379	1,286,739	1,421,243

※全国の国・都道府県・政令市・高速道路会社等



(修正)
26～30年度分へ更新

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
許可件数	364,195	397,415	431,339	511,531	566,216
許可台数	1,177,379	1,286,739	1,421,243	1,708,252	1,946,576



※全国の国・都道府県・政令市・高速道路会社等

2. 修正変更箇所

修正NO.12 チラシの更新

(事務局案) 案①



重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動(レッドカード)します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。

定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課 重量超過、道路劣化。




重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動(レッドカード)します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。

定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課 重量超過、道路劣化。

2. 修正変更箇所

修正NO.12 チラシの更新

案②

重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ

- 無理な発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動（レッドカード）します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運転車および使用者(手袋者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時発発（レッドカード）されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。
定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課 重量超過、道路劣化。

案③

重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ

- 無理な発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動（レッドカード）します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運転車および使用者(手袋者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時発発（レッドカード）されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。
定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課 重量超過、道路劣化。

案④

重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ

- 無理な発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動（レッドカード）します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運転車および使用者(手袋者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時発発（レッドカード）されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。
定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課 重量超過、道路劣化。

2. 修正変更箇所

修正NO.13 電話番号およびFAX番号の削除



修正

2019年X月発行
(関東地域連絡協議会事務局)
関東地方整備局 道路部 交通対策課
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
(さいたま新都心合同庁舎2号館)
大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会ホームページ
URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>